

上下水道局条例規定集
(給水関係)
給水装置工事の手引書
の改訂について
(令和7年11月)

令和7年度 指定給水装置工事
事業者講習会

条例規定集の改訂について

条例規程集 要綱・要領改訂一覧表（令和7年11月1日）					
No.	章	要綱名	改正箇所	内容	
1	2	3階以上の直結式給水に関する基準	2-2-1	第4条(5)文言追記	
2		直結式給水施行要綱 第1章 総則	2-3-2	1-6-(2)文言追記	
3		直結式給水施行要綱 第2章 基本的事項	2-3-3	2-1認証品の使用(1)(2)追加	
4		直結式給水施行要綱 第3章 指定給水装置の構造及び材質等	2-3-5	3-3-(7)(8)追記	
5			2-3-5	3-3-(9)追加	
6			2-3-5	3-4-(2)一部抹消	
7			2-3-7	3-11-(1)追記	
8			直結式給水施行要綱 第5章 メーター以下の給水装置	2-3-11	5-4-(4)一部抹消
9			2-3-13	6-5-(1)修正	
10		直結式給水施行要綱 第6章 3階建て以上の直結式給水	2-3-13	6-5-(2)追記	
11			2-3-13	6-6-(2)一部抹消	
12			2-3-14	6-8-(1)一部修正	
13			2-3-14	6-8-(2)一部修正(3)改訂	
14				2-3-16	6-11-(2)追記

条例規定集の改訂について

条例規程集 要綱・要領改訂一覧表（令和7年11月1日）

No.	章	要綱名	改正箇所	内容
15	2	直結式給水施行要綱 第8章 工事の申込み等	2-3-24	8-2-(2)修正
16			2-3-24	8-4-(1)一部抹消
17			2-3-25	8-4-(4)修正
18			2-3-25	8-5追加
19		直結式給水施行要綱 図表	2-3-28	別表2(管理者が指定する給水管及び給水用具)一部修正
20			2-3-46	図13(パイプシャフト内メーター回り標準構造図)注意書き追記
21		直結式給水施行要綱 スプリンクラー設備の設置に係る取扱い基準	2-4-3	様式(スプリンクラー設備設置条件承諾書)追記
22		直結式給水施行要綱 水槽式給水取扱要領	2-5-3 ~2-5-11	受水槽図面廃止。○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(逆流防止に関する基準)別表,図追加
23			2-5-5	第15(1)追記
24			2-5-6	付則2追記
25	直結式給水施行要綱 北九州市水道事業給水管に直結する特殊器具の取扱基準		2-7-1	第2(11)追記

条例規定集の改訂について

条例規程集 要綱・要領改訂一覧表（令和7年11月1日）

No.	章	要綱名	改正箇所	内容
26	4	北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者（臨時）の指定に係る要綱	4-1-17 ～4-1-18	要綱制定
27	5	水槽式給水から直結式給水への切り替えに伴う給水装置工事の取扱い実施要領	5-3-1	3条(5)追加
28	6	配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領	6-1-2	第4条(2)一部追記
29			6-1-2	第5条(2)改訂
29			6-1-6	施工同意書兼工事費用免除申請書の修正
30			6-2-1	参考図整理
31			6-3-1	廃止
32	8	貯水槽水道の業務フロー	8-2-1	内容整理
33		貯水槽水道の維持管理について	8-3-1	Q&A廃止。内容整理
34	13	通知文	13-1-35	「給水装置工事申込書の用紙について(通知)」
35			13-1-36	「ウルトラファインバブル発生装置の取り扱いについて(通知)」

条例規定集の主な改訂点

条例規定集2章 直結式給水施行要綱

①基本的事項 2-1 認証品の使用

「給水装置は、別表1に掲げる認証品を使用しなければならない」に

下記の条件を追加。

- (1)設置後、不具合が生じたものは使用中止とする。
- (2)配水管に影響を与えるものは使用できない。

別表1に掲げる認証品

- (1) 自社検査による性能基準適合品
- (2) 第三者機関による性能基準適合品
- (3) 他の規格適合品
- (4) その他

(2) 配水管に影響を与えるものは使用できない

日水協 給水用具等の認証要件

(6) その他(Z)

③特定施設水道連結型スプリンクラー設備
に使用する給水補助加圧装置

(b)配水管への影響がないこと。ただし、

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の
作動時を除く。

⇒北九州市では、加圧ポンプは0.069MPa以下で
停止することが使用条件であるため、**使用禁止**。

条例規定集の主な改訂点

②指定給水装置の構造及び材質等 3-3 給水管の分岐

- ・割丁字は原則V型
- ・取り出す配水管が耐震管(NS、GXなど)の場合、
取り出し管(75mm以上)は耐震管を使用する。
また、割丁字フランジ部には耐震補強金具を設置する。
- ・ソフトシール仕切弁は受挿し、両受けを原則とする。
- ・フランジを使用する場合は一次側に漏水防止対策を行う。

フランジブロック



KTF5
KTF5/10



KTF5Z
KTF5Z/10

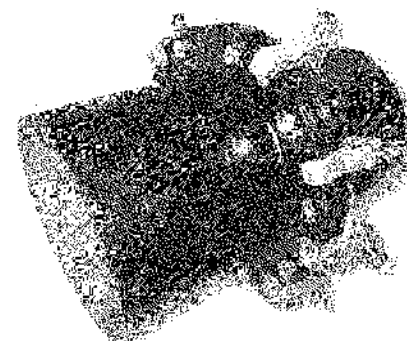
1. フランジ接合部に後付けし、離脱防止力 3DKN を発揮
2. 製品本体のボルトを締め付けるだけの簡単施工
3. 両フランジ仕切弁・ソフトシール弁にも対応 ※フランジ外周が円形でなくても取付け可能
4. 露出配管に呼び径 600～1000 を使用する場合には、脱落防止のため、専用の脱落防止バンドの設置をお勧めします。詳細はお問い合わせください。

標準型 KTF5・KTF5/10 (フランジボルト付)

(質量:kg, その他:mm)

呼び径 (mm)	フランジ外径 (mm)	フランジ厚 (mm)	寸法				使用数 (個)	操作ボルト ・ナット	質量	
			B		K				KTF5	KTF5/10
			KTF5	KTF5/10	KTF5	KTF5/10				
50	—	20,200	—	272	—	32～43	—	—	—	
75	24,820	※ お問い合わせ ください。	343	308	36～53	36～47	2	2-M16	2.0	3.0
100	24,820		370	333						
150	47,620		425	415	44～55	44～55	4	4-M16	4.0	5.5
200	70,660	480	465	44～57						

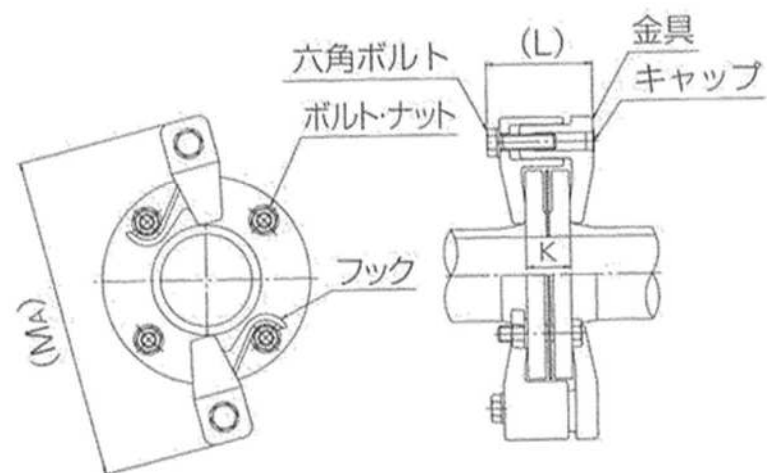
※呼び径 50 は型式: KTF5/10 (10K仕様) です。



フランジサポート[®] (TK-14FS)

FCD製 フランジ継手部補強金具

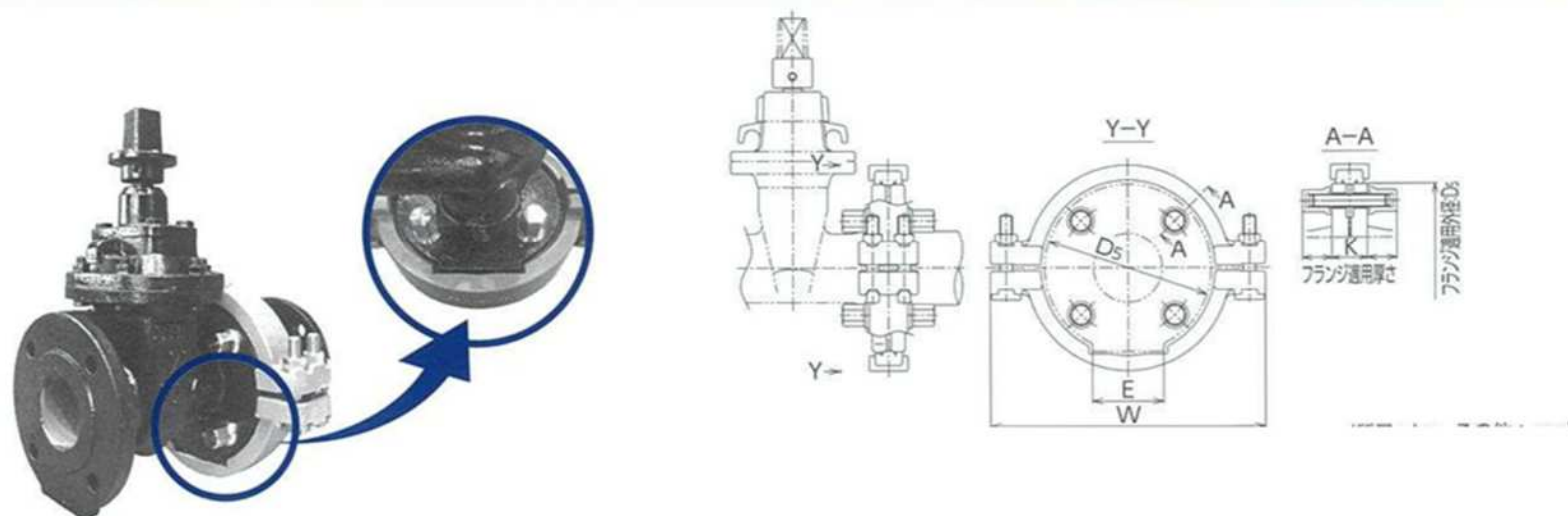
フランジサポートはフランジ継手部に取り付ける事により、3DkNの離脱防止性能を有し、耐震性能を向上させることができます。
岡山市水道局と共同開発・共同出願。



フランジプロテクター台座付仕切弁用 HKF2D



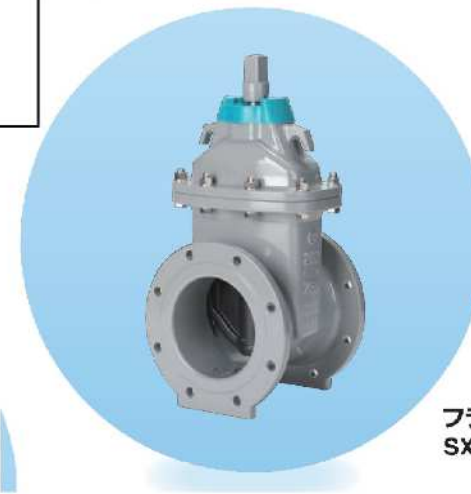
NEW



割丁字F型にソフトシール弁を設置する場合、
上記、プロテクターを使用すること
※ソフトシール弁は吊り金具用のフックが、
プロテクター設置を阻害する可能性があるため、
十分注意すること

フランジプロテクターが使用できないソフトシール弁
(参考)

使用不可のソフトシール弁
参考写真
(吊り用フックがフランジの上)



フランジ形
SX-T

使用可のソフトシール弁
参考写真
(吊り用フックが弁体横)

プロテクターが設置できなかった例



条例規定集の主な改訂点

③3階建て以上の直結式給水

6-5 3階建て以上の建物の給水管等の口径決定

- ・取出し管及びメーター口径は、水理計算により決定する。
- ・3階建て以上の建物は、メーター口径20ミリ以上が基本であるが、各戸の水栓の数が4個以下に限ってはメーター口径を13ミリの使用を認める。

条例規定集の主な改訂点

④3階建て以上の直結式給水

6-8 逆流防止器具及びボックス等(3)器種

・逆流防止器具は、次の器具を標準とする。

(1) 直圧(暫定)給水の場合は、種類の指定はなし。

逆止弁付きメーターパッキンは対象外

(2) 増圧給水及び複合給水の場合は、減圧式とする。

ただし、増圧ポンプに減圧式を内蔵する場合、

ポンプの上流側に逆流防止器具を設置する。

逆止弁付きメーターパッキン



条例規定集の主な改訂点

⑤水槽式給水取扱要領 第15 配管及び構造

- ・メーター口径40 ミリメートル以上は定流量弁を設置し、流量については事前協議すること。
- ・適切な吐水口空間の確保を行うこと(図7、別表1)
- ・受水槽参考図抹消

給水装置工事の手引書の改訂について

給水装置工事手引書 改訂一覧表（令和7年11月1日）

No.	章	頁	表 題
1	目次		目次
2	1	P-2	1-3 給水装置の概念
3	1	P-4	1-5 給水装置の構造及び材質の基準
4	2	P-2	2-1-2 供給規定の適合要件
5	2	P-5	2-2-3 供給規程に定める給水拒否及び給水停止
6	3	P-4~7	3 費用
7	4	P-2	4-2 事業運営の基準(基本事項5.イ)
8	4	P-5	4-3 指定の基準(基本事項(3))
9	4	P-6	4-3-3 欠格要件
10	4	P-7	4-4-1 指定の申請手続き
11	4	P-8	4-5 変更の届出等 (基本事項2.(2))
12	4	P-11	4-8-1 指定の取消要件(1)
13	4	P-12	4-8-1 指定の取消要件(8)
14	4	P-14	表4-1指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分基準

給水装置工事の手引書の改訂について

給水装置工事手引書 改訂一覧表（令和7年11月1日）

No.	章	頁	表 題
15	5	P-1	5-1給水装置工事の申込み2(2)改造工事
16	5	P-4	5-2申込みの手続き 3工事の申込み等(4)
17	5	P-4	5-2申込みの手続き 4事前協議(2)
18	5	P-5	5-2-1申込みの手続き 3留意事項
19	5	P-7	5-2-1申込みの手続き 3留意事項
20	5	P-8	5-2-2事前協議
21	5	P-16	5-2-5給水装置工事申込書の作成 (2)工事の申込者又は指定事業者等が記入する項目と記入方法
22	5	P-35	5-5-4 工事記録写真(2)
23	5	P-40	5-6-2特殊器具の扱い
24	5	P-46	5-9 共同住宅制度 基本事項 5-9-1(1)
25	5	P-47	5-9-2 関係書類及び留意事項
26	5	P-52	5-10-6 申請に必要な関係書類
27	6	P-1	6-1 給水装置の材料(基本事項)
28	6	P-4	(3)ポリエチレン粉体ライニング鋼管
29	6	P-25	6-3給水管及び給水用具の指定
30	6	P-33,P-34	6-4-3水道メーターの採用機種

給水装置工事の手引書の改訂について

給水装置工事手引書 改訂一覧表（令和7年11月1日）

No.	章	頁	表 題
31	7		7-2-1 給水方式の概要((2)直結式増圧給水(図7-3))
32	7	P-4	7-2-1 給水方式の概要((3)直結式複合給水(図7-4))
33	7	P-7	7-2-2 3階建て以上の直結式給水
34	7	P-8	7-2-2-4 3階建て以上の建物の給水管等の口径決定
35	7	P-8	7-2-2-5 メーターの設置及び収納
36	7	P-8	7-2-2-7 逆流防止器具及びボックス等
37	7	P-9	7-2-2-8 止水栓類及びボックス等
38	7	P-10	7-2-2-10 増圧ポンプの設置
39	7	P-14	7-2-2 メーター回り標準構造図
40	7	P-17	7-2-4 水槽式給水
41	7	P-23 P-36	7-5-1 計画使用水量(直結式給水)
42	7	P-31	7-5-3-2 給水用具の損失水頭
43	7	P-33	7-7-1 メーター口径の決定
44	7	P-34	7-8 口径決定の手法
45	7	P-34	7-8 口径決定の手法
46	7	P-36	7-8-3 水理計算を省略できる場合
47	7	P-50	(3)直結式増圧給水
48	8	P-1	8-1 給水装置の取出し
49	8	P-5	8-2-1 止水栓の設置
50	8	P-20	8-6-1 配管工事
51	8	P-20	8-6-1 配管工事
52	8	P-24	8-7 給水管の明示(8-7-2布設位置が不明となる場合)
53	8	P-25	8-7 給水管の明示(8-7-2布設位置が不明となる場合)
54	9	P-12	9-1-5 クロスコネクション

手引きの主な改訂点

給水装置工事の手引書

5-5-4 工事記録写真

①集合住宅においては、現地立会による検査を全戸実施した場合、工事記録写真はタイプごとに提出することが出来る。

6-4-3 水道メーターの採用機種

①最新データに更新(スマートメーターの追加と不使用メーターの廃止)

手引きの主な改訂点

給水装置工事の手引書

7-5-1 計画使用水量(直結式給水)

①表7-8給水用具の標準使用水量

標準流量(ℓ/分)

給水管口径 ϕ 13 17

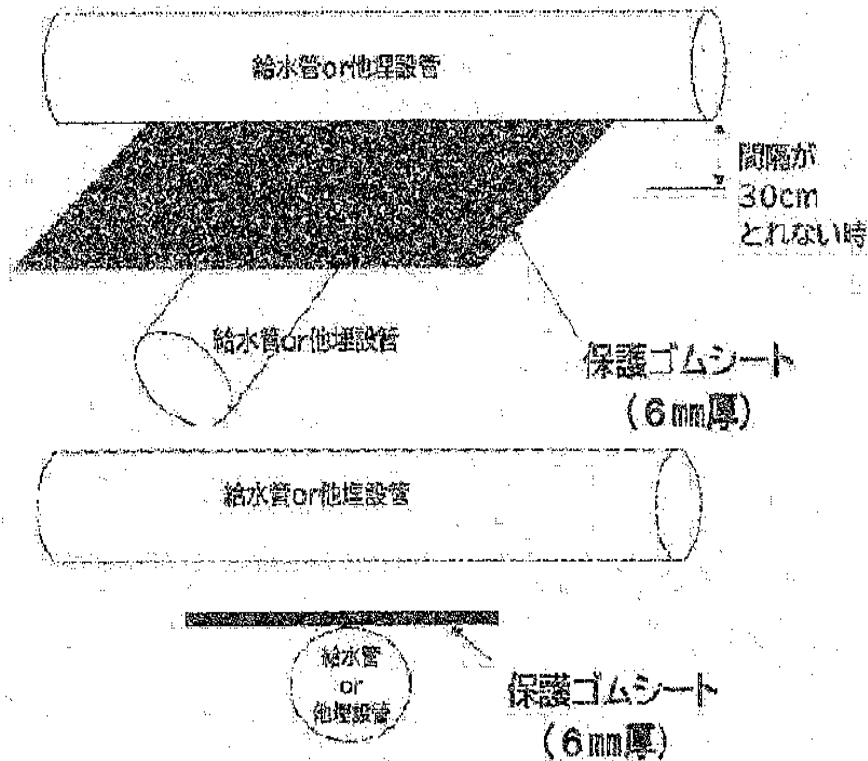
ϕ 20 38 \Rightarrow 40

ϕ 25 59 \Rightarrow 65

8-6-1 配管工事

①図8-20管の保護図面追加(サンドエロージョン対策)

離隔30cmが確保出来ない場合の保護施工



サンドエロージョン対策ゴムシートを用いて保護施工をして下さい。

厚さは2mmと6mmの2種類で保護方法が異なります。

①6mm厚ゴムシート

水道管（給水管）側に敷設して保護します（左図）。

②2mm厚ゴムシート

水道管（給水管）に直接巻いて保護します。巻きの厚さが6mm以上となるよう3重に巻きます。巻き始めの固定には防食テープを使用します。

サンドエロージョン写真



ガス管破損状況

